

# 千葉県私立幼保連携型認定こども園設置認可等要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第46号。以下「条例」という。）その他の関連法令（国の通知を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、私立の幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置認可、認可の変更、廃止・休止に当たり、必要な事項を定める。

## 第2章 設置認可の要件

### (定員)

第2条 認定こども園の定員は、20人以上とする。

2 利用定員の設定及び変更は、法第17条第6項ただし書きの規定を踏まえ、当面の間、以下の各号に規定するとおりとする。

- (1) 幼稚園から移行する場合の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号及び第2号に掲げる児童に係る定員の合計数の設定は、当該幼稚園の認可に係る利用定員を上限とする。ただし、移行にあたり著しい支障があると市長が認めた場合は、市が定める同法第61条第1項に規定する市町村事業計画を踏まえて市長が認めた数を上限とする。
- (2) 前号に掲げる場合以外における同法第19条第1項第1号に掲げる児童（以下「1号認定児童」という。）の定員の設定は、若干名とする。
- (3) 1号認定児童に係る定員は、認可時より原則として増加させないこととする。ただし、1号認定児童に係る定員を認可時以降に一度減少させた場合においては、認可時の定員までであれば再度増加を認めることとする。
- (4) 同法第19条第1項第2号に掲げる児童の設定は必須とする。

### (立地条件)

第3条 認定こども園の立地は、以下の各号に該当する場所とする。ただし、移行前の幼稚園又は保育所が当該所在地に設置する場合はこの限りでない。

- (1) 認定こども園の設置について、総じて周辺住民の同意を得られていること。
- (2) 都市計画法令や建築基準法令などの関係法令を遵守していること。
- (3) 認定こども園の所在地から市の指定する範囲内に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける施設が存在しないこと。ただし、当該施設の所有者から認定こども園設置の同意を得るなど、環境の改善が

見込まれる場合はこの限りでない。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年千葉県条例第31号）により、一定の業種が許容されている地域など、児童の育成に不適切な環境でないこと。

(5) その他、児童の教育上適切で、通園の際安全な環境であること。

（施設の構造、設備等）

第4条 認定こども園の構造、設備等は、条例、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の関連法令及び別表1の定めるところに従うものとする。

（機能充実又は多機能化のための設備・空間）

第5条 機能充実又は多機能化のために、施設整備に当たっては、可能な限り、地域子育て支援及び一時預かり等を行うための設備及び空間を備えるよう努めるものとする。

（移行特例の原則）

第6条 既存施設（幼稚園、保育所、幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園）から認定こども園へ移行する場合における特例や経過措置の適用を受ける施設は、認定こども園を新規に設置する場合に適用される基準に適合するよう努めるものとする。なければならない。

2 前項の移行特例を適用した施設については、新設基準に適合する努力義務の実施を促すため、子ども・子育て支援法第58条に基づく情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表することができる。

（学級編制）

第7条 学級は、条例第4条第3項の規定のとおり、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とするが、以下の各号に掲げる場合は、異なる年齢にある園児で学級を編制することができる。

(1) 満3歳以上の園児数が少なく、年齢別に編制することが教育・保育又は運営の観点から著しく支障がある場合

(2) その他園児の教育・保育上真に必要と認められる場合

2 前項の規定に関わらず、学年の途中で満3歳に達した園児については、当該園児や他の学級の状況等を踏まえ、以下の各号のように、弾力的な取扱いをすることができるものとする。

(1) 園児が満3歳に達した当該年度中は引き続き2歳児クラス等に残る。

(2) 園児が満3歳に達した後、3歳児学級（年少）へ移る。

(3) 園児が満3歳に達した後、3歳児学級（年少）とは別に、満3歳児学級を設ける。

（職員）

第8条 認定こども園に配置すべき職員の数は、条例に定める基準に従うほか、適切な運営を行うため、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 教育及び保育に直接従事する職員（以下「保育教諭等」という。）の数の算定方法

については、以下の算式により算出すること。

必要配置数＝（乳児数×1/3）＋（1・2歳児数×1/5）＋（3・満3歳児数×1/20）＋（4歳以上児数×1/30）

※年齢区分別にそれぞれ小数点以下第1位まで計算し（小数点以下第2位切捨）、合算した値の小数点以下を四捨五入する。

(2) 条例に基づき必要とされる保育教諭等の数（以下「定数保育教諭等」という。）には、常勤の保育教諭等（各園の就業規則で定められている月の常勤職員の勤務時間数以上勤務する就労契約を結ぶ者。以下同じ。）を充てること。ただし、次のいずれにも該当する場合で特に市長が認めた場合に必要配置数に常勤の保育教諭等以外の教育及び保育に直接従事する職員（以下、「非常勤講師等」という。）を充てても差し支えないものとする。

ア 常勤の保育教諭等が組、グループその他の教育及び保育の実施単位に1人以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る配置基準上の定数が2名以上となる場合は2名以上）配置されていること。

イ 常勤の保育教諭等に代えて非常勤講師等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育教諭等を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

(3) 園の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を下回る非常勤講師等を必要配置数の一部に充てる場合は、次の算式により常勤職員数に換算すること。

常勤換算数＝園の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を下回る非常勤講師等の1か月の勤務時間数の合計÷園の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数（小数点以下切り捨て）

(4) 保育を必要とする子どもの定員90人以下の認定こども園については、定数保育教諭等の他に1人保育教諭等を置くこと。

(5) 保育標準時間認定を受ける児童が在籍する場合、定数保育教諭等の他に1人保育教諭等を置くこと。

(6) 原則として、主幹保育教諭等を専任化するための代替保育教諭等を2人以上（うち1人は非常勤講師等で可）配置すること。

(7) 定数保育教諭等の他に1人の非常勤講師を置くこと。

(8) 調理員は、保育を必要とする子どもに係る定員が40人以下の認定こども園にあつては1人以上、41人以上150人以下の認定こども園にあつては2人以上、151人以上の認定こども園にあつては3人以上を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する認定こども園及び条例第14条第1項により読み替えて準用する千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第86号。以下「児童福祉施設条例」という。）第45条の規定により、全ての食事を外部搬入により提供する認定こども園は除く。

2 法附則第5条において保育教諭等、助保育教諭又は講師となった者については、当該特例が適用される期間に法第15条第1項及び第4項に規定する保育教諭等、助保育

教諭又は講師の資格のうち、取得していないものの取得に努めることを前提として、認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事することができるものとする。ただし、認定こども園の学級を担当する者については幼稚園の教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者が、満3歳未満の園児の保育に直接従事する者については保育士が就くことが望ましい。

- 3 乳児4人以上が利用する保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる取扱いとしていることを踏まえ、乳児4人以上が利用する認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、法附則第5条に定める登録を受けた者（保育士）とみなすことができるものとし、当該者は、同条に規定する期間に限っては、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事することができるものとする。ただし、当該者は保育にのみ従事することができるため、学級を担当することはできない。
- 4 条例附則第7条及び第9条に規定する「市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」（以下、「要件緩和対象者」という。第5項において同じ。）とは、家庭的保育者研修の基礎研修を修了した者又は子育て支援員研修の基本研修及び専門研修（地域保育コースに限る。）（以下「子育て支援員研修等」という。）を修了した者とする。ただし、認可・認定保育施設（保育所、認定こども園・地域型保育事業）、幼稚園、認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。）で1,440時間以上の業務経験を有する者については、前記に関わらず要件緩和対象者となることが可能であり、要件緩和対象者となった日から起算して翌年度末までに子育て支援員研修等を修了することを条件として配置することができる。
- 5 条例附則第8条の規定により配置する職員は、要件緩和対象者となった日から起算して翌年度末までに子育て支援員研修等を修了するものとする。また、小学校教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなして配置するときは、専門性を十分に発揮するため、5歳児を中心に保育するよう努めるものとする。

（園長）

第9条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「施行規則」という。）

第13条の規定により認定こども園の設置者からの任命を受けて園長となる者は、認定こども園の設置者が、施行規則第12条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認めるものであることが望ましい。

- 2 園長は、認定こども園の安定した運営を図るため、原則として開園から3年間は当該認定こども園の園長を務めることとする。
- 3 前項の目的を達するため、市内に所在する他の特定教育・保育施設の園長若しくは施設長又は特定地域型保育事業の管理者で、就任から一定期間を経過していない者は、原則として、設置認可の申請にあたって園長とはしないこととする。

(保健衛生及び給食)

第10条 認定こども園において調理又は調乳を担当する職員は、毎月検便を実施するものとする。

2 調理業務の全部又は一部を委託する場合は、千葉市保育所給食の外部搬入及び外部委託実施要綱に定めるところによる。

3 条例第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設条例第45条第1項の規定により外部搬入を行う場合は、千葉市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（以下、「施行細則」という。）第3条、千葉市保育所給食の外部搬入及び外部委託実施要綱及び千葉市保育所における給食提供（外部搬入）のための指針に定めるところによる。

(開所時間及び休日)

第11条 認定こども園の開所時間は、原則として1日11時間以上とし、市長と協議の上決定する。

2 休日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）とする。ただし、休日保育を実施する場合は、この限りでない。

3 前項の規定に関わらず、1号認定児童については、土曜日や長期休業日その他休日を設定することができる。

(認定こども園の設置に必要な土地及び建物の確保)

第12条 認定こども園の設置者は、認定こども園の設置及び運営を行うために直接必要なすべての土地・建物いずれについても所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、次条各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて設置することを認めるものとする。

(不動産の貸与を受けるための要件)

第13条 認定こども園の設置者が認定こども園の用に供する土地又は建物について国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて認定こども園を設置する場合は、次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

(1) 貸与を受ける土地及び建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれが登記されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該登記を行わないことができる。

ア 新設の社会福祉法人以外の者が建物の貸与を受ける場合において、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

イ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力が高い主体であると市長が認めた場合

(2) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(3) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料を支払うための財源について、既存事業者から継続的に財源が確保されるなど、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2 前項の規定にかかわらず、既存の幼稚園が認定こども園に移行する場合には、「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」（平成19年3月28日付通知18文科高第756号）に従うものとする。

(子育て支援事業)

第14条 条例第10条に規定する子育て支援事業については、施行規則第2条第1項各号に掲げる事業から選択し実施することとし、同項第2号に掲げる事業は原則として実施することとする。

2 認定こども園は、地域子育て支援拠点事業を併せて実施する場合、子育て支援事業の実施等のために主幹保育教諭が専任化されていることを踏まえ、当該事業の取組みを充実させること。

(食事の提供)

第15条 認定こども園における園児に対する食事の提供については、条例第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設条例第14条の規定のとおりであるが、

1号認定児童に対する食事の提供方法は任意とすること。

2 以下の各号に掲げる場合においては、保育が必要な園児についても、事前に保護者に説明し了解を得た上で、自園調理ではなく、弁当の持参等の弾力的な取扱いをすることができる。ただし、第2号及び第3号においては概ね1か月に1日程度とするとともに、弁当の持参が困難と認められる園児について配慮すること。

(1) 保護者が希望する場合

(2) 遠足等の行事に参加する場合

(3) 教育・保育の観点から、弁当持参の日を設定する場合

(幼稚園型一時預かり事業)

第16条 認定こども園は、原則として児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業を実施することとする。

(送迎バス)

第17条 園児送迎用のバスを使用する場合は、原則として満2歳以上の園児を対象とすることとし、市長が別に定める基準に従い運行すること。

(分園の設置)

第18条 市長の認可を受けて幼保連携型認定こども園を設置経営している者は、待機児童を解消するため、幼保連携型認定こども園を新設するよりも本園と一体的に運営する園を設置したほうが効果・効率的に教育・保育を提供できる場合に、分園を設置することができる。

2 前項の規定により設置する分園は、「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」（平成28年8月8日雇児発0808第1号）に定め

る要件に適合したものとすること。

- 3 本園と分園の合計定員が60人以上の認定こども園にあつては、保育室と遊戯室は別に設けることとする。
- 4 分園を設置しようとする者は、事前に市長に協議を行うものとする。

### 第3章 設置認可及び変更の手続き

#### (設置認可申請)

第19条 設置認可申請者は、施行細則第3条第1項に規定する「認定こども園認定（設置認可）申請書」に加え、別表2に掲げる書類を市長に提出するものとする。

#### (設置の認可等)

第20条 市長は、前条の設置認可申請書について審査を行い、認可した場合は「幼保連携型認定こども園認可通知書」（様式第1号）により、認可しない場合は「幼保連携型認定こども園設置不認可通知書」（様式第2号）により設置認可申請者に通知するものとする。

- 2 法附則第4条第1項第3号に規定する要件には、過去5年間に改善勧告、改善命令若しくは事業停止命令（改善後1年以上適切な運営がなされている場合を除く。）若しくは認可取消がなされた又は一般指導監査等における指摘事項に対応していない等、運営実績において重大な問題がないこと（幼保連携型認定こども園等以外の社会福祉事業を含む。）を含むこととする。

#### (設置者の変更認可等)

第21条 施行細則第5条第2項の通知は、「幼保連携型認定こども園設置者変更認可通知書」（様式第3号）又は「幼保連携型認定こども園設置者変更不認可通知書」（様式第4号）とする。

#### (変更の手続き)

第22条 設置認可を受けた認定こども園の名称等を変更しようとする者は、事前に、施行細則第3条第3項に規定する「認定こども園名称等変更届出書」に加え、別表3に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の届出を受けたときは、必要に応じ実地確認等を行うものとする。

#### (合議制の機関)

第23条 法第25条に規定する合議制の機関は、千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会設置認可部会とする。

### 第4章 廃止及び休止

#### (廃止又は休止に関する協議)

第24条 認定こども園を廃止し、又は休止しようとする設置者（以下「廃止等申請者」

という。)は、あらかじめ相当期間の余裕をもって、市長に協議するものとする。

(廃止又は休止の手続き)

第25条 廃止等申請者は、前条に規定する協議後、施行細則第5条第1項に規定する「幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可申請書」に加え、別表4に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(廃止又は休止の要件)

第26条 市長は、前項に定めるところにより、認定こども園の廃止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 廃止の理由がやむを得ないものであり、廃止の時期が廃止の理由から判断して妥当なものであると認められるとともに、廃止しようとする施設の所在する地域における既存の施設の分布状況及び利用状況並びに入園を要する児童の数から、施設の廃止の妥当性があり、児童福祉に支障がないと認められること。
- (2) 現に入園している児童(以下「園児」という。)に係る処置が適切であり、園児の処遇の低下を招かないと認められること。
- (3) 廃止しようとする施設の財産処分方法が適切で、かつ、廃止を行う者が社会福祉法人である場合その他当該施設の財産処分について所轄庁の承認等を必要とする場合は、当該承認等を得られる見込みがあること。
- (4) 廃止しようとする施設の整備等について国庫又は市の補助がなされた場合にあつては、あらかじめ文書をもって市長あてに協議を行い、その承認を得ていること。
- (5) 施設の借入金等について債務の弁済が処分計画に基づきなされる見込みがあると認められること。
- (6) 廃止について法人の理事会の議決その他法人の定款又は寄附行為に定める所定の手続きを経ていること(社会福祉法人又は学校法人以外の者にあつてはこれに準じた必要な手続きを経ていること。)及び定款若しくは寄附行為の変更又は法人の解散について所轄庁の承認又は許可を得られる見込みがあること(社会福祉法人又は学校法人以外の者であつて、廃止に伴い必要となる手続きについて所管庁等の承認等を必要とする場合は、当該承認等が得られる見込みがあること。)
- (7) その他当該認定こども園の廃止を認めることが適当でないとして市長が認める特段の事由がないこと。

2 市長は、前条に定めるところにより、認定こども園の休止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 休止の理由がやむを得ないものであり、休止の時期及び期間が休止の理由から判断して妥当なものであると認められること。
- (2) 園児に係る処置が適切であり、園児の処遇の低下を招かないと認められること。
- (3) 休止について法人の理事会の議決その他定款又は寄附行為に定める所定の手続きを経ていること(社会福祉法人及び学校法人以外の者にあつてはこれに準じる手続きを経ていること。)



(4) その他当該認定こども園の休止を認めることが適当でないとして市長が認める特段の事由がないこと。

(廃止・休止の承認)

第27条 市長は、第25条に定めるところにより申請があった認定こども園の廃止又は休止に関して、前条の規定による審査の上、当該施設を廃止又は休止を承認するかどうかを決定しなければならない。

2 前項の規定により認定こども園の廃止又は休止の承認の可否を決定したときは、「幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可通知書」（様式第5号）又は「幼保連携型認定こども園廃止（休止）不認可通知書」（様式第6号）により通知するものとする。

## 第5章 認可の取消し等

(認可の取消し等)

第28条 市長は、認定こども園が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該認定こども園に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該認定こども園がその命令に従わないときは、期間を定めた事業の停止又は施設の閉鎖（以下「停止等」という。）を命じることがあり、その際、当該認定こども園がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことができる。

2 前項の規定に関わらず、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな停止等や認可の取消しを行うことができる。

3 前2項の規定により停止等又は認可の取消しを行ったときは、「幼保連携型認定こども園（事業）停止（閉鎖）命令書」（様式第7号）又は「幼保連携型認定こども園設置認可取消通知書」（様式第8号）により通知するものとする。

## 第6章 雑則

(補則)

第29条 この要綱に定めるもののほか、認定こども園の設置認可に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 施設の基準（第4条関係）

1 施設整備に当たって準拠すべき基準

室名等	基準
敷地	<p>1 建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること。ただし、公道を挟む程度など、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と実質的に違いがなく、認定こども園における活動上支障がない場合については、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と同様に設置が認められるものとする。</p> <p>2 既存の幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の土地や設備を活用して認定こども園へ移行する場合（幼稚園及び保育所の両方を廃止し、当該幼稚園及び保育所の土地や設備を活用する場合も含む。）については、次の（1）から（3）までの全ての要件を満たす場合、建物及びその附属設備の一部が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合であっても、認定こども園を設置することができるものとする。</p> <p>（1）教育及び保育の適切な提供が可能であること</p> <p>（2）園児の移動時の安全が確保されていること</p> <p>（3）それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育及び保育を提供する園児の数や当該園児のために編制する学級数に応じて、必要な設備を有していること。ただし、調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めないこととし、既存の幼稚園又は保育所が所在する敷地部分については、それに応じた移行特例（条例附則第4条に定める特例）が活用できるものとする。</p>
保育室及び遊戯室	<p>1 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること（乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は別の部屋とすることが望ましい）。</p> <p>2 条例第7条第6項に規定する面積は、乳幼児が活動することが可能であり、内法面積から固定式又は大型の家具が占める面積を控除した面積とする。ただし、児童が直接出し入れを行う小型のおもちゃ入れや本棚、床から概ね180cm以上にある吊戸棚に対応する面積は控除しない。</p>
調理室	<p>安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う十分な面積及び設備を有し、隔壁等で区画すること。</p>

便所	乳児室、保育室等の配置状況等を考慮し、十分な設備を有することとし、使用が想定される児童概ね10人に対して1以上設置することが望ましい。
保健室	隔壁等で区画された専用の保健室を設けることが望ましい。やむを得ず、隔壁等で区画された事務室内に保健コーナーを設ける場合は、児童が静養できるよう、当該コーナーを仕切ることが可能なカーテン等を設けること。
園庭	土壌に問題のない土地であること。また、砂遊び及び水遊びができる環境であることが望ましいこと。
駐車場	車、自動二輪車又は自転車による送迎を許可する場合は、近隣住民や児童生徒の通学等の支障とならないよう、十分なスペースの駐車場及び進入路（以下「駐車場等」と言う。）を必要に応じて敷地内外に確保するものとし、駐車場等を確保できない場合は、当該駐車場等に該当する車による送迎を許可しないなど、必要な対応を行うものとする。
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、都市計画法、消防法等を遵守し、特に、採光、換気、避難用設備等の入所児童の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払うこと。</li> <li>2 原則として、耐震診断報告書において耐震性を有すると認められること、又は、耐震補強工事が実施済みであること（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づき設計及び建築された建物を除く。）</li> <li>3 吹付けアスベストが不使用、又は除去等の措置済みであること。</li> <li>4 室内空気中の化学物質のうち市長が指定する物質の濃度が、厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準測定方法等について（平成14年2月7日医薬発第0207002号））未満であること。</li> <li>5 建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。また、建築確認申請を要さない場合でも、建築基準法における基準を満たすこと。 ただし、既存施設を活用する場合は、検査済証について、指定確認検査機関が実施する建築基準法適合状況調査の結果など、実質的に建物の安全性が確保されていることが立証できる別の書類（以下「調査結果」という。）に代えることができる。</li> <li>6 既存建物を活用するときは、必要に応じて、建築基準法第87条に基づく用途変更の手続きを行い、建築確認済証の交付を受けるこ</li> </ol>

	<p>と。</p> <p>7 公園等を使用するにあたっては、次に掲げる事項について配慮すること</p> <p>(1) 一般市民の使用を妨げないようにすること。</p> <p>(2) 地域住民との良好な関係の構築に努めること。</p> <p>(3) 同じ公園等を複数の認定こども園、保育所等が使用している場合等は、相互に使用日時の調整を行うこと。</p>
--	--

※ 幼稚園又は保育所から移行する場合は、一部の項目について審査を省略することができる。

## 2 設置が望ましい施設

図書室、会議室、洗濯室、保育教諭等休憩室、調理室前室、食品庫、調理員トイレ、相談室、手洗い場、放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、3号認定児童の定員を設ける場合には調乳室、沐浴室

## 3 保育室等を2階以上に設置する場合の基準

### (1) 避難設備等

保育室等を2階以上に設置する場合の基準は、条例第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設条例第44条第7号に規定する基準を遵守するほか、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日付通知雇児発0905第5号）における基準に準拠すること。なお、保育室等が設置される最上階の基準が該当するものとする。

### (2) 満3歳以上児の保育室等

満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階へ設置する場合については、当該保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合に限り、例外的な取扱いとして認めることができる。この場合の園庭が屋上（バルコニー等を含む。以下同じ。）にある場合は、次号のアからオまでの全ての要件を満たすことが必要となること。

### (3) 屋上における園庭の設置・面積

屋上については、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に存し、かつ、以下のアからオまでの全ての要件を満たす場合に限り、園庭としての必要面積に算入することができるものとする。ただし、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して認定こども園に移行する場合においては、移行特例として、当分の間、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、以下のアからエまでの全ての要件を満たす屋上について、算入することができるものとする。

ア 耐火建築物であること。

- イ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- ウ 屋上（屋上と同一階を含む。）に、便所、水飲み場等を設けること。
- エ 防災上の観点（避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等）に留意すること。
- オ 室内との連続性や回遊性に配慮しつつ、園児の自然体験を豊かにし、心身の発達を促すような空間となっているなど、地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外（屋上）の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上（保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限る。）と行き来できること。

別表2 設置認可に関する書類（第19条関係）

- 1 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びに図面
- 2 園則及び運営規定
- 3 経費の見積り及び維持方法
- 4 設置者が法人の場合、法人登記事項証明書
- 5 設置者が個人の場合、身分証明書及び成年後見登記されていないことの証明書
- 6 施設経営の責任者及び福祉の実務にあたる職員の名簿
- 7 有資格者の資格証明書類の写し
- 8 園長、副園長及び教頭の資質に関する証明
- 9 指導計画
- 10 子育て支援事業の概要
- 11 資産の状況（土地及び建物の権利関係）が分かる書類
- 12 定款、寄附行為、規約その他基本約款
- 13 建築確認済証、検査済証又は調査結果及び消防用設備等検査済証の写し
- 14 建物内外主要部分の写真
- 15 耐震性を有すると認められる耐震診断報告書、耐震補強工事実施済みを証する書類（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づき、設計及び建築された建物を除く。）
- 16 幼稚園が認定こども園へ移行する場合であって、耐震診断又は耐震補強工事が未実施の場合には、耐震診断等の実施に係る計画書
- 17 吹付けアスベストが不使用又は除去等の措置済みであることを証する書類（平成9年度以降に竣工した建物及び幼稚園又は保育所から移行する場合を除く。）
- 18 室内空気中の化学物質のうち市長が指定する物質の濃度が厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について（平成14年2月7日医薬発第0207002号）未満であることを証する室内空気測定結果等の写し（幼稚園又は保育所から移行する施設を除く。）
- 19 土壌が健康に被害を及ぼす物質に汚染されていないことを証する書類（幼稚園又は保育所から移行する施設を除く。）
- 20 設置者が社会福祉法人、学校法人以外の場合、経営者が社会的信望を有することを証する書類
- 21 欠格事由に該当しないことの誓約書
- 22 その他必要な書類（調理業務委託契約書の写し等）

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

別表3 名称等の変更に関する書類（第22条関係）

- 1 認定こども園の名称の変更の場合においては、認定こども園の名称を変更することについて議決した議事録の写し
- 2 認定こども園の位置の変更の場合においては、住居表示変更の証明書等
- 3 設置者の名称の変更の場合においては、次に掲げる書類
  - (1) 変更後の定款、寄附行為の写し
  - (2) 名称変更後の法人登記事項証明書（登記後に提出する。）
- 4 建物その他設備の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに園庭を変更する場合においては、次に掲げる書類
  - (1) 建物及び土地の変更前後の状況を記載した書類
  - (2) 建物の変更前後の配置図及び平面図（建物の規模構造及び使用区分の変更の場合）
  - (3) 土地の実測図（園庭等の変更の場合のみ）
  - (4) 建築確認通知書及び検査済証の写し（建物の規模構造の変更の場合）
  - (5) 土地及び建物の登記事項証明書（登記後に提出する。）
  - (6) 耐震性を有すると認められる耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づき、設計及び建築された建物を除く。）（建物の規模構造の変更の場合）
  - (7) 吹付けアスベストが不使用又は除去等の措置済みであることを証する書類（平成9年度以降に竣工した建物を除く。）（建物の規模構造の変更の場合）
  - (8) 室内空気中の化学物質のうち市長が指定する物質の濃度が、厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について（平成14年2月7日医薬発第0207002号）未満であることを証する室内空気測定結果等の写し（建物の規模構造の変更の場合）
  - (9) 土壌が健康に被害を及ぼす物質に汚染されていないことを証する書類（位置の変更を伴う場合で、原則として園庭。新たに専用の園庭を設置する場合を含む。）
- 5 定員を変更する場合においては、次に掲げる書類
  - (1) 認定こども園の定員を変更することについて議決した議事録の写し
  - (2) 職員の構成を記載した書類
  - (3) 有資格者の資格証明書類の写し
  - (4) 変更前後の図面、部屋別面積表
- 6 設置者の代表者を変更する場合においては、次に掲げる書類
  - (1) 代表者を変更することについて議決した議事録の写し
  - (2) 代表者の履歴書
  - (3) 代表者変更後の法人登記事項証明書（登記後に提出する。）
- 7 園長を変更する場合においては、次に掲げる書類
  - (1) 園長を変更することについて議決した議事録の写し



(2) 園長の履歴書

(3) 施行規則13条の規定により認定こども園の設置者からの任命を受けて園長となる者の場合は、要綱第9条の要件を充足することを証する書面

8 その他必要な書類

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

別表4 廃止又は休止に関する書類（第25条関係）

- 1 廃止又は休止することについて議決した議事録の写し
- 2 財産処分 of 具体的方法を記載した書類（休止の場合を除く）
- 3 職員の退職後の状況を記載した書類
- 4 その他必要な書類

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

第 年 月 日 号

幼保連携型認定こども園設置認可通知書

(所在地)  
(法人名)  
(代表者名) 様

千葉市長 

年 月 日付けで申請のあった下記の幼保連携型認定こども園の設置については、認可する。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 認可年月日 年 月 日

第 年 月 日  
号

(所在地)  
(法人名)  
(代表者名) 様

千葉市長



幼保連携型認定こども園設置不認可通知書

年 月 日付で申請のあった下記の幼保連携型認定こども園の設置については、下記のとおり認可しないので通知する。

記

- 1 施設の名称及び所在地
  - (1) 名称
  - (2) 所在地
  
- 2 認可しない理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

第 年 月 日 号

幼保連携型認定こども園設置者変更認可通知書

(変更前に関係する者)

(所在地)

(法人名)

(代表者名)

様

(変更後に関係する者)

(所在地)

(法人名)

(代表者名)

様

千葉市長



年 月 日付けで申請のあった下記の幼保連携型認定こども園の設置者の変更については、下記のとおり認可する。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 認可年月日 年 月 日

4 設置者の変更の内容

(1) 変更前

(2) 変更後

5 その他の変更の内容

第 年 月 日 号

(変更前に関係する者)

(所在地)

(法人名)

(代表者名)

様

(変更後に関係する者)

(所在地)

(法人名)

(代表者名)

様

千葉市長



幼保連携型認定こども園設置者変更不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の幼保連携型認定こども園の設置者の変更については、下記のとおり認可しないので通知する。

記

- 1 施設の名称及び所在地
  - (1) 名称
  - (2) 所在地

- 2 認可しない理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

第 年 月 日  
号

(所在地)  
(法人名)  
(代表者名) 様

千葉市長



幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の幼保連携型認定こども園の廃止(休止)については、下記のとおり承認する。

記

1 幼保連携型認定こども園の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 廃止年月日(休止期間)

年 月 日 (～ 年 月 日)

第 年 月 日 号

(所在地)  
(法人名)  
(代表者名) 様

千葉市長



幼保連携型認定こども園廃止(休止)不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の幼保連携型認定こども園の廃止(休止)については、下記の理由により承認しない。

記

1 幼保連携型認定こども園の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 申請のあった廃止年月日(休止期間)

年 月 日 (～ 年 月 日)

3 承認しない理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。



第 年 月 日 号

(所在地)  
(法人名)  
(代表者名) 様

千葉市長



幼保連携型認定こども園（事業）停止（閉鎖）命令書

下記の施設について、下記のとおり事業（施設）の停止（閉鎖）を命ずる。

記

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 事業停止（閉鎖）を命ずる期間（日）

年 月 日 （～ 年 月 日）

3 理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

第 年 月 日 号

(所在地)  
(法人名)  
(代表者名) 様

千葉市長



幼保連携型認定こども園設置認可取消通知書

下記の施設について、下記のとおり認可を取り消したので通知する。

記

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 認可を取り消す日

年 月 日

3 理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。